

大和町

No	施策の方向	計画書記載内容	施策	評価 評価 A: (目標以上に達成した) B: (おおむね出来た) C: (目標を下回った) D: (実施しなかった)	担当部署	
1	(1) 福祉意識の醸成 みんなで支え合う地域づくり	①地域福祉に関する普及啓発				
		行政で取り組むこと	●町の広報や本計画の概要版などを用いて、地域福祉の意識醸成や地域福祉活動への理解・参加促進に取り組みます。	地域活動への男女共同参画の推進	B	総務課
			●社会福祉協議会と連携し、地域における助け合いの文化の醸成を図ります。	社会福祉協議会との情報共有	A	福祉課
			●定期的に町民や福祉関係団体等にアンケート調査を行い、地域福祉の取り組み状況について把握します。	地域福祉計画改訂業務	A	福祉課
		②福祉教育の推進				
		行政で取り組むこと	●福祉に関する町民の理解促進と地域共生社会などについて学ぶ機会を増やし、幼少期から一人ひとりの「豊かなこころ」を育む福祉教育を推進します。	学校での福祉教育の推進	B	教育総務課
				ひとづくりプロジェクト	A	教育総務課
			●福祉意識の向上に向けた、住民向けの講習会等を実施します。(新規)	地域福祉推進事業研修会	A	福祉課
		③障がいへの理解・配慮の促進				
		行政で取り組むこと	●「障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領」に基づき、全ての職員が障がいに対する理解をより一層深めるために、関係機関が行う研修会に参加し職員の意識向上を図ります。	町職員及び関係機関等における合理的配慮の推進	B	総務課
			●障がいへの理解について事業者や住民に広く周知し、社会全体で障がい者(児)への差別解消と合理的配慮を推進します。	障がい者への理解の促進	B	福祉課
				差別解消に向けた取組の推進	B	福祉課
			C	福祉課		
(2) 地域福祉活動の充実	①多様な担い手の育成					
	行政で取り組むこと	●他自治体における先進的な事例を収集し、町民を対象に教育・研修を行います。	先進事例の情報収集や各種会議や研修会への参加	B	福祉課	
			まほろば大学の開講等高齢者のための学習教室の開催大学の開催による生涯学習事業の推進	B	生涯学習課	
		●地域のリーダーやボランティア人材の育成に向けて、地域福祉や地域共生社会の考え方を学ぶ研修会や講座の開催を支援します。	地域活性化・地域づくり推進事業	A	まちづくり	
			地域のマンパワー、リーダーの養成と育成および連携	A	福祉課	
		●社会福祉協議会と協働し、地域と行政をつなぐ人材の充実に図ります。	学校教育推進ボランティア活動の支援(地域学校協働活動運営委員会)	B	生涯学習課	
			家庭教育サポートチーム事業(子育てサポーター養成)	B	生涯学習課	
		●変化する福祉ニーズに応じて、新たなサービスを展開できるように、職員の育成や社会福祉協議会等との連携を強化します。	研修会への参加及び研修内容の情報共有	A	福祉課	

大和町

No	施策の方向	計画書記載内容	施策	評価 A: (目標以上に達成した) B: (おおむね出来た) C: (目標を下回った) D: (実施しなかった)	担当部署	
1	(2) 地域福祉活動の充実 みんなで支え合う地域づくり	②見守り活動の推進				
		行政で取り組むこと	●地域や社会福祉協議会、福祉関係者と連携し、支援を必要とする人の把握に努め、地域の支援対象者の把握の支援に取り組みます。	認知症総合支援事業 配食サービス	A B	福祉課 福祉課
			●あんしんコールセンター事業等による見守り活動を推進します。	あんしんコールセンターサービス事業	C	福祉課
			●SOSネットワークシステムの活用や認知症サポーターの養成研修に取り組みます。	認知症サポーター養成講座	A	福祉課
			●農協、銀行、郵便局、新聞配達、メーター検針（水道、ガス、電気）の実施機関、警察署、消防署等関係機関や庁内関係課と連携し、日常的な見守り活動を継続します。	水道メーター検針時の安否確認	B	上下水道課
			●ゲートキーパー、引きこもりサポーターの養成、育成に取り組みます。	ゲートキーパー、引きこもりサポーターの養成	A	健康推進課
		③ボランティア活動の強化				
		行政で取り組むこと	●社会福祉協議会と連携し、ボランティア活動についての広報活動や育成支援に取り組みます。	地域ボランティアとの協働	B	福祉課
			●ボランティアセンターの運営を支援します。	ボランティアセンター運営支援事業	A	福祉課
		2	(1) 地域のつながりの強化 人と人がつながる地域づくり	①地域での交流の促進		
行政で取り組むこと	●地域での行事やイベントの周知・実施場の提供を行います。			スポーツ推進事業 文化協会加盟団体等の住民活動組織の育成支援、活動の場の提供	B A	生涯学習課 公民館
	●地域の集会所や公共施設の設備の状況を把握し、必要に応じて整備を行います。			公共用施設の活用検討 地区集会所の整備の支援	B A	財政課 財政課
	●生活支援体制整備事業を推進します。			生活支援体制整備事業	B	福祉課
	●町の現状や福祉に関する地域ごとの取り組みについて共有する機会を設けます。（新規）			生活体制整備事業・地域ケア会議	B	福祉課
	②つながって生きることの推進					
行政で取り組むこと	●命の大切さの啓発・普及（学校でのSOS教育等）を通して、自己肯定感の醸成に取り組みます。			自死予防の推進 学校におけるSOS教育	A A	健康推進課 教育総務課
	●自助グループ活動の支援を行います。			精神障害者の家族に対するグループ支援（ピアカウンセリンググループ）	B	健康推進課
	●社会全体での居場所づくりに向けた環境整備に取り組みます。			地域活動センターななつもり	B	福祉課
③集いの場の充実						
行政で取り組むこと	●地域での自主的な集いの場の立ち上げ、運営、活動を支援します。	地域活性化事業 （とたりぐみ活き生きサロン事業）	B	福祉課		
	●広報や町のホームページ等を活用して、集いの場の活動への参加を呼びかけます。					
	●集いの場の活動の充実に向け、情報の提供や必要な支援を行います。					

大和町

No	施策の方向	計画書記載内容	施策	評価 A: (目標以上に達成した) B: (おおむね出来た) C: (目標を下回った) D: (実施しなかった)	担当部署	
2	(2) 地域課題の解決に向けた体制整備 人と人がつながる地域づくり	①複合化した課題に対応する体制の構築				
		行政で取り組むこと	●個々の状況に応じた生活支援ができるよう、各関係機関との個別支援会議を行います。	包括的な支援体制の整備	A	福祉課
			●複雑化・多様化している地域課題に対応するため、福祉に限らず、庁内関係各課や関係機関との連携体制を強化します。	切れ目ない支援体制の構築	A	健康推進課
					B	子ども家庭課
			●関係機関と連携し、地域での生活のしづらさや困難を抱えている方の把握・分析を行い、課題の解消に向けた支援体制の充実を図ります。	社会福祉協議会を中心として健康、福祉、生涯学習、まちづくり等関連する民間団体や関係機関の連携による地域福祉ネットワークの整備・充実	A	福祉課
		②関係機関との連携体制の強化				
		行政で取り組むこと	●町民の自主的な地域活動を支援し、町民の地域活動への意識醸成を図ります。	高齢者活動支援事業	B	福祉課
			●地域の福祉活動や交流活動が実施できるよう、福祉活動団体や福祉施設等の支援に取り組みます。	敬老事業	B	福祉課
			●社会福祉協議会と協働し、地域の福祉活動団体や福祉施設が交流できる場や機会の設置に取り組みます。	社会福祉協議会と地域包括支援センターの協働	B	福祉課
			●福祉以外の様々な分野の関係機関や団体との連携を通して、地域福祉活動の充実を図ります。	保健・医療・福祉の連携	A	福祉課
					A	健康推進課
				地域ケア会議の運営・充実	B	子ども家庭課
	町内立地企業における企業内保育の促進		A	子ども家庭課		
	●社会福祉協議会の組織体制の強化や事業を支援するとともに、相互の役割分担を明確にし、連携を強化します。	社会福祉協議会との連携体制の強化	A	福祉課		
3	(1) 防犯・防災対策の推進 安心して暮らせる地域づくり	①地域の防災力の向上				
		行政で取り組むこと	●災害時の避難方法や避難場所について周知に取り組んでいます。	ハザードマップの公開・周知、防災訓練における出前講座の実施	B	総務課 危機対策室
			●地域の自主防災組織を支援します。	自主防災組織育成支援事業	B	総務課 危機対策室
			●災害時に自主防災組織や防火組織が機能するよう、定期的に研修会を行います。	町民向け地域防災訓練・消防団員向け水防訓練、消防法訓練等の実施	B	総務課 危機対策室
				防災・防火に関する自主防災組織講習会の開催	B	総務課 危機対策室
				婦人防火クラブ、幼・少年防火クラブ、事業所等の防火組織の育成支援	B	総務課 危機対策室
			●災害時避難行動要支援者名簿を整備し、避難時に支援が必要な人の把握に努めます。	災害用支援者台帳の整備	A	福祉課
			●避難行動要支援者の継続的な見守りを行います。	高齢者世帯への訪問	A	福祉課
				高齢者世帯への訪問（防火の呼びかけ）	C	総務課 危機対策室
			●災害が発生した時に備え、平常時から関係者との連携・協力を努めます。	災害時における支援対策の充実	B	総務課 危機対策室
			●災害時に町民に対し、町のホームページやメール配信サービス等により、避難情報などを配信します。	防災ハザードマップの作成、ホームページやSNS等を活用した情報発信	B	総務課 危機対策室
		●聴覚障がい者に対して防災無線機、個別受信機（文字表示）の設置を行います。	聴覚障がい者への防災無線機、個別受信機の設置	B	総務課 危機対策室	

大和町

No	施策の方向	計画書記載内容	施策	評価 A: (目標以上に達成した) B: (おおむね出来た) C: (目標を下回った) D: (実施しなかった)	担当部署		
3	(1) 防犯・防災対策の推進	②地域の防犯体制の強化					
		行政で取り組むこと	●「安全安心なまちづくり基本計画」に基づき、防犯対策を進めます。	防犯対策推進事業	A	総務課 危機対策室	
			●地域の関係機関と連携し、防犯に関する情報の共有活動等を行います。	防犯協会に協力する組織体制の育成・支援	B	総務課 危機対策室	
			●町の防犯協会を通じ、各地区のパトロール隊への情報提供などを行います。	町内各地区の防犯パトロール隊の活動推進・支援	B	総務課 危機対策室	
			●町内の主要箇所に防犯カメラを計画的に設置していきます。	防犯対策推進事業（防犯カメラの設置）	B	総務課 危機対策室	
			●消費生活に関する情報提供や講習会、消費生活相談により、消費生活に関する町民の意識向上を図ります。また、これらのイベントを実施する際は、広報やホームページ等により、周知に取り組みます。	消費生活講座等消費者を対象とした各種講座の開催	B	総務課	
	生活安全対策の推進		B	総務課			
	(2) 生活環境の整備	①暮らしやすい住宅・地域の整備					
		行政で取り組むこと	●指定された地域に移住する子育て世帯等に対し、土地の購入や住宅の新築・改修のための助成を行います。	母子・父子家庭への公営住宅や保育所の優先利用制度の適用	B	都市建設課	
				空き家・空き店舗バンク事業	A	まちづくり政策課	
				子育て世帯等移住・定住応援事業	A	まちづくり政策課	
				三世帯同居応援事業	A	まちづくり政策課	
				高齢者のお役立ちガイドブック	B	福祉課	
				広報等による制度の周知	A	福祉課	
				ひとり親家庭児童への保育所利用への配慮	A	子ども家庭課	
				行政デジタル化手続きオンライン化手続き	B	総務課	
			行政で取り組むこと	●役場や各地区のコミュニティセンター等、公共性や緊急性の高い場所について、新築や改修する際には、バリアフリーやユニバーサルデザインによる整備を行います。	公共施設へのスロープ、エレベーター、障がい者用トイレ、手すり等の設置	B	財政課
					公共施設等のバリアフリー化	B	財政課
				シルバー人材センターへのごみ回収の委託	B	町民生活課	
				一般廃棄物処理許可業者による町道の不法投棄のパトロール、回収	C	町民生活課	
				公園管理委託	B	都市建設課	

大和町

No	施策の方向	計画書記載内容	施策	評価 A: (目標以上に達成した) B: (おおむね出来た) C: (目標を下回った) D: (実施しなかった)	担当部署	
3	(3) 健康意識の向上と生きがいづくり 安心して暮らせる地域づくり	①健康づくり活動の継続と強化				
		行政で取り組むこと	●健康診断や健康相談などの健康に関する事業を実施し、町民の健康意識の向上を図ります。	健康たいわ21プラン増進事業	B	健康推進課
			●健康に関するイベントや講演会を実施します。	健康づくり地区組織の育成支援 健康教室の開催	B	健康推進課
			●地域の自主的な活動が継続できるよう、健康教室等の運営支援を行います。	自主グループ活動支援	B	健康推進課
			●広報や町の事業等を通じて、健康に関する情報提供を行います。	介護予防普及啓発事業 地域のマンパワー、リーダーの養成と育成および連携	B	福祉課
			●メンタルヘルス対策に関する情報の周知・啓発に努めます。	心の健康づくりの普及・啓発相談窓口の活用	A	健康推進課
		②多様な活動・社会参加の場の充実				
		行政で取り組むこと	●社会福祉協議会と連携して、町内で実施する生涯学習やスポーツに関するイベントの実施を支援し・周知します。	各種スポーツ教室や大会、スポーツフェアの開催	B	生涯学習課
			●まほろば大学での各年代に応じた学習機会の提供など、生涯学習活動の充実を図ります。	まほろば大学の開講等高齢者のための学習教室の開催	A	公民館
			●世代や地域間における交流の促進を図ります。	子育て学習支援等幼児家庭教育青少年教育推進事業 家庭教育サポートチーム事業	B	生涯学習課
4	(1) 相談支援・情報提供体制の充実 適切な支援が受けられる地域づくり	①包括的相談支援体制の充実				
		行政で取り組むこと	●複合的な多問題を抱えている方に対し、関係者とともに支援体制の充実に取り組みます。	包括的、継続的ケアマネジメント事業 切れ目ない支援体制の構築支援体制の充実	B	福祉課
			●相談内容に応じて、迅速に対応ができるよう、関係機関との連携を強化します。	総合相談窓口となる地域包括支援センターと専門職員の充実	A	福祉課
			●子どもや大人、障がい者（児）や高齢者など各世代や状況による相談を包括的に受け入れる体制の構築・充実に向けて取り組みます。	総合相談事業	A	福祉課
			●包括的相談支援体制の充実、重層的支援体制の検討に向けて、専門職の確保や人材の育成に取り組みます。	人材の育成・確保	A	福祉課
		②情報提供体制の強化				
		行政で取り組むこと	●広報やガイドブック、ホームページなど様々な手法を用いた情報提供に取り組みます。	「広報たいわ」と町ホームページの充実	B	総務課
				行政情報のアクセシビリティの向上	B	総務課
				生涯学習・スポーツ・芸術文化活動への参加促進	B	生涯学習課
				子ども・子育て支援対策事業	A	子ども家庭課
母子手帳アプリ「大和町もりすくナビ」	A			健康推進課		

大和町

No	施策の方向	計画書記載内容	施策	評価 A: (目標以上に達成した) B: (おおむね出来た) C: (目標を下回った) D: (実施しなかった)	担当部署	
4 適切な支援が受けられる地域づくり	(2) 制度や福祉サービスの強化	①福祉サービスの充実と展開				
		行政で取り組むこと		児童発達支援センターの設置、子育て支援施設の充実	A	子ども家庭課
				児童支援センター運営事業	A	子ども家庭課
			●各種相談機関、医療・福祉サービス事業所などと連携して、支援やサービスが必要な人への適切なサービスの提供に取り組めます。	伴走型相談支援・たいわあんしん出産子育て応援ギフト	A	子ども家庭課
				経済的支援の実施	A	子ども家庭課
				高齢者福祉事業	A	福祉課
				介護予防支援事業の拡充	B	福祉課
				認知症総合支援事業	B	福祉課
			●共生型サービスをはじめ、対象者を限定することなく、住み慣れた地域で、より普段の生活に近い形でのサービスなど新たなニーズに応じたサービスの展開を検討します		B	福祉課
			●障がい者のための地域生活支援拠点等の整備事業を黒川圏域で推進します。	地域生活支援事業	B	福祉課
				地域生活支援拠点等整備事業	B	福祉課
			●地域の医療・福祉サービス事業所と企業等が連携して、高齢者や障がい者（児）が、より社会に参画する仕組みづくりを検討します。	切れ目ない支援体制の構築	B	福祉課
					B	福祉課
			●各地域の特性や資源等を勘案しながら、重点的に取り組むべき福祉施策の検討を行います。		B	福祉課
		②権利擁護の推進				
		行政で取り組むこと	●権利擁護に関する普及啓発、権利侵害の予防や早期発見に努めるとともに、専門的な相談対応、支援を行います	権利擁護に関する相談支援と各種制度の活用促進	B	福祉課
			●成年後見制度を必要とする人が適切に制度を活用できるよう、成年後見制度利用支援事業を推進します。	成年後見制度利用促進事業	B	福祉課
			●消費者トラブルや虐待等について、予防、早期発見や支援体制の強化を図ります。	消費生活相談窓口の配置・充実	B	総務課
		③虐待の予防と早期対応				
		行政で取り組むこと	●高齢者や子ども、障がい者等への虐待について、正確な知識を身に付けていただくため、説明会や町のホームページ、広報等により情報発信を行います。（新規）	虐待防止対策等の推進	A	教育総務課
				児童・生徒のケガや生活状況の把握	A	教育総務課
			●虐待の早期発見・早期対策を図ります。（新規）	母子保健事業の実施	A	健康推進課
				地域における虐待情報の収集	B	福祉課
					B	福祉課
			●虐待等に関する相談窓口の周知・対応を図ります。	虐待防止対策等の推進	A	子ども家庭課
					B	福祉課
		●「大和町虐待防止ネットワークシステム（100ページ参照）」におけるケース会議を行い、関係機関と連携した継続支援を行います。		A	子ども家庭課	

大和町

No	施策の方向	計画書記載内容	施策	評価 A: (目標以上に達成した) B: (おおむね出来た) C: (目標を下回った) D: (実施しなかった)	担当部署	
4 適切な支援が受けられる地域づくり	(3) 自立した地域生活の構築	①生活困窮者等の把握と支援				
		行政で取り組むこと	●行政機関における各窓口業務での生活困窮者の早期発見に努めます。	生活困窮者等の把握と支援	A	福祉課
				被災時の高齢者への減免措置等の支援・法的トラブルへの支援	A	福祉課
			●関係機関等と連携し、生活困窮者及びその疑いのある人(生活保護に関する情報、生活保護相談者、引きこもり)を早期に把握し、県や自立相談支援機関等へつなぎます。	生活困窮者等の把握と支援	A	福祉課
			●社会福祉協議会と協働し、地域で必要な支援の把握や協力体制の充実に取り組みます。	社会福祉協議会との協働	A	福祉課
			●本人や家族の心身や経済的な状況に応じて、関係機関と連携して必要な支援を行います。	心の健康に関する相談会の開催	A	健康推進課
				生活保護相談	A	福祉課
		②罪を犯した人や被害にあった方への自立支援				
		行政で取り組むこと	●関係機関と協力し、DV等暴力の防止に向けた取り組みを行います。	配偶者等に対する暴力・暴言の根絶	A	子ども家庭課
			●人権、行政、生活相談、配偶者暴力相談(DV被害者サポート)など、専門相談窓口の開設及び周知・対応を図ります。	人権・行政・生活相談所の開設と周知	A	総務課
			●本人の状況に応じて関係機関と連携して支援します	DV相談	B	子ども家庭課
				関係機関との連携	A	子ども家庭課
			●再犯防止を進めるため、町の現状、支援対象を把握しながら、関連施策検討を進めます。	社会を明るくする運動の推進	B	総務課
				地域定着支援センター、保護観察所等関係機関との連携	A	福祉課
		③就労支援の推進				
		行政で取り組むこと	●就労に関する支援制度や相談窓口の周知・対応に取り組みます。	生活困窮者・生活保護受給者への就労支援	A	福祉課
			●ハローワークや関係機関と連携し、段階に応じた適切な障がい者の雇用の推進に取り組みます。	県及び関係機関との連携による障がい者雇用の促進	A	福祉課
				ハローワーク等関係機関との連携	A	福祉課
				ひとり親就労支援	A	子ども家庭課
			●県が推進する農福連携等についても視野に入れ、検討を進めます。	総合的な就労移行支援・職場定着支援の実施	C	福祉課